

■ 土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法第416条第1項の規定により、平成25年度土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。縦覧帳簿には、市内にある土地・家屋の価格等が記載されておりますのでこの機会に資産を比較し、ご自分の資産が適正に評価されているかをご確認ください。なお、期間を過ぎると縦覧はできなくなりますのでご注意ください。

縦覧期間	平成25年4月1日（月）～平成25年4月30日（火） ※土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）
縦覧場所	資産税課（市役所2階）
縦覧が可能な方	○固定資産税の納税義務者・納税管理人 ○代理人（委任状が必要） ○本人確認のため納税通知書または運転免許証等の身分が証明できるものをご持参ください。
問い合わせ	資産税課 ☎876-1234（内線2261～2265）

No.20

市税だより



問い合わせ

●個人および法人市民税、軽自動車税等の賦課に関すること・・・市民税課
●固定資産税（土地、家屋および償却資産）の賦課に関すること・・・資産税課
●市税の徴収や納税相談等に関すること・・・納税課

☎876-1234
内線（2211～2217）
内線（2261～2265）
内線（2315・2318）

今月の市税だよりは、軽自動車税および固定資産税についてお知らせします。

■ オートバイおよび軽自動車の抹消・名義変更手続きはお済みですか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在でオートバイ・軽自動車を所有している方に納税義務があります。

ほかの方に譲ったり、廃車にしたり、盗難に遭ったりした場合には届出が必要です。

平成25年4月1日（月）までに手続きが行われなかった場合には、平成25年度も課税されます。軽自動車税は4月2日以降抹消しても月割りの還付はありません。なお、車種によって手続きをする窓口が異なりますのでご注意ください。

また、届出の内容によって必要書類等も異なります。下記一覧表にてご確認のうえ、窓口へお越しください。

車種	原動付自転車	軽二輪126cc～250cc	小型二輪251cc以上	軽自動車
手続場所	浦添市役所 市民税課 ☎876-1234 内線（2211、2212）	軽自動車協会 ☎877-8274	陸運事務所 ☎050-5540-2091	軽自動車協会 ☎877-8274
名義変更	・標識交付証明書 ・新・旧両方の名義人の印鑑 ・自賠責保険証明書	・届出済証（検査証） ・新名義人住民票 ・新・旧両方の名義人の印鑑 ・自賠責保険証明書 ・譲渡証明書	・自動車検査証 ・新名義人住民票 ・新・旧両方の名義人の印鑑 ・譲渡証明書	・自動車検査証 ・新名義人住民票 ・新・旧両方の名義人の印鑑 ・自賠責保険証明書 （使用者変更の場合）
住所変更	※市外転出 ・抹消と同じ （市内の住所変更は手続き不要）	・届出済証（検査証） ・住民票 ・印鑑 ・自賠責保険証明書	・自動車検査証 ・住民票 ・印鑑	・自動車検査証 ・住民票 ・印鑑
抹消	・標識交付証明書 ・印鑑 ・ナンバープレート	・届出済証（検査証） ・印鑑 ・ナンバープレート	・自動車検査証 ・印鑑 ・ナンバープレート	・自動車検査証 ・印鑑 ・ナンバープレート
※盗難の場合 警察で盗難届けをし、事件受理番号票をもらってくる。 ※紛失の場合 警察で紛失届けをし、遺失物受理番号票をもらってくる。				
転入	※前市町村で抹消している場合 ・廃車証明書 ・印鑑 ・自賠責保険証明書 ※前市町村での抹消がまだの場合 ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・新・旧両方の名義人の印鑑 ・自賠責保険証明書	・届出済証（検査証） ・印鑑 ・ナンバープレート ・住民票 ・自賠責保険証明書	・自動車検査証 ・住民票 ・印鑑 ・ナンバープレート	・自動車検査証 ・住民票 ・印鑑 ・ナンバープレート

※窓口で本人確認を実施しています（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等）

◆◆◆◆◆ 北那覇税務署からのお知らせ ◆◆◆◆◆

○申告と納税はお早めに

平成24年分の所得税と贈与税の申告と納税は平成25年3月15日（金）、個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は平成25年4月1日（月）までです。

申告書の早期提出と期限内納付をお願いします。

※申告書提出後に納付書や納税通知書によるお知らせはありません。

○納税は便利な振替納税で（届け出た預貯金口座から引落し）

振替納税をする方は所得税の振替日は平成25年4月22日（月）、消費税の振替日は平成25年4月24日（水）です。

振替納税にする事で、申告日から引落日までの期間に余裕ができ、納付忘れや窓口に出向く手間も省けます。納付期限までに手続きをしてください。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

※贈与税について振替納税はご利用できませんので、ご注意ください。

○ダイレクト納付（e-Tax利用者が指定日に預貯金口座から引落し）の活用を

ダイレクト納付の手続きをすると、e-Tax（電子申告）を利用して申告書を送信する際に、届出をした預貯金口座からの振替により、期日を指定して電子納税することができます。

手続（「ダイレクト納付利用届出書」を書面で税務署へ提出）に1か月程度かかるので、早めの届出をお願いします。

※毎月、源泉所得税などを納めている方に便利です。

問い合わせ / 北 那 覇 税 務 署：☎877-1324（自動音声番号2）
国税庁ホームページ：www.nta.go.jp